

避難確保計画の作成方法について

茨城県 土木部 河川課

～この資料の見方～

共通 全ての施設管理者に参考にしていただきたいページ

水害 水害リスクのある施設の管理者の方に参考にしていただきたいページ

土砂 土砂災害リスクのある施設の管理者の方に参考にしていただきたいページ

共通 <<法に基づく避難確保計画に記載する事項>>

【水防法施行規則第16条】【土砂災害防止法施行規則第5条2】

- ①要配慮者利用施設における洪水時等の防災体制に関する事項
- ②要配慮者利用施設の利用者の洪水等の避難の誘導に関する事項
- ③要配慮者利用施設における洪水時等の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- ④要配慮者利用施設における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- ⑤自衛水防組織の業務に関する事項 ※水防法のみ

1. 計画の構成

- 2. 計画の目的
- 3. 計画の適用範囲
- 4. 防災体制（洪水時等の際の活動内容、活動体制の区分、体制確立の基準、対応要員）……………①
- 5. 情報収集及び伝達（収集する主な情報と収集方法、伝達方法及び伝達内容）……………①
- 6. 避難の誘導（避難場所、避難経路、避難誘導方法）……………②
- 7. 施設の整備（洪水時に係る情報収集、伝達及び避難誘導に使用する資器材等の状況）……………③
- 8. 防災教育及び訓練（従業員を対象とした防災教育及び訓練の実施時期、内容）……………④
- 9. 自衛水防組織の業務（自衛水防組織の業務内容、構成員に対する教育・訓練の実施時期、内容）……⑤

様式編 目 次

市町村に提出（様式6は自衛水防組織を設置した場合に提出）

1	計画の目的	1	} 様式1
2	計画の報告	1	
3	計画の適用範囲	1	
	施設周辺の避難地図	2	別紙1
4	防災体制	3	様式2
5	情報収集・伝達	4	様式3
6	避難誘導	5	様式4
7	避難の確保を図るための施設の整備	6	} 様式5
8	防災教育及び訓練の実施	6	
9	自衛水防組織の業務に関する事項	7	様式6

個人情報等を含むため適切に管理 ※市町村への提出は不要

10	防災教育及び訓練の年間計画作成例	8	様式7
11	施設利用者緊急連絡先一覧表	9	様式8
12	緊急連絡網	10	様式9
13	外部機関等への緊急連絡先一覧表	10	様式10
14	対応別避難誘導方法一覧表	11	様式11
15	防災体制一覧表	12	様式12

別添 「自衛水防組織活動要領（案）」 13

別表1 「自衛水防組織の編成と任務」 14

別表2 「自衛水防組織装備品リスト」 14

自衛水防組織を設置する場合のみ作成

.....P4

.....P5~P10 =>

.....P11~P23 =>

.....P24~P27 =>

.....P28 =>

.....P29

.....P30

.....P32~36

.....P37

.....P38

.....P38

.....P39

.....P40

.....P31

作成のポイント！

- ・避難経路図をつくる
- ・施設の体制をつくる
- ・避難行動の開始を判断する

様式1～様式6：市町村に提出
 様式7～別表2：施設で適切に管理

作成のポイント！

各様式の作成方法は、【手引き(別冊)】および【事例集】を参照

【手引き(別冊)】
 要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き別冊(作成支援編)

要配慮者利用施設における
 避難確保計画作成の手引き別冊
 (作成支援編・様式編)

● 計画作成に必要な事項を記載した解説書です。本書を参照しながら様式を作成します。

【事例集】
 要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集(水害・土砂災害)

要配慮者利用施設における
 避難に関する計画作成の事例集
 (水害・土砂災害)

写真：平成28年台風10号要配慮者利用施設被災状況
 岩手県岩手市(撮影：国土地理院)

避難経路の様子
 避難経路の様子
 避難経路の様子

内閣府(防災担当)
 消防庁
 厚生労働省
 国土交通省
 気象庁

● 今回の説明会では主に「岩手県久慈市」の事例を参考にしながらお話しします。

共通 3.【様式1】計画の目的、計画の報告、計画の適用範囲

事例集p13

①計画の目的を記載

第1章 総則
第1節 計画の目的、運用範囲
(目的)
第1条 この計画は、水防法第15条の3の規定に基づき、特定非営利活動法人ファミリーサポートおひさま運営、認知症対応型共同生活介護グループホームひだまりは要配慮者利用施設として利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。
(諸規定との関係)
第2条 消防計画に準じ、要配慮者利用施設に関し必要事項について、施設管理者及び防火管理者とともに定めるものとする。
(計画の適用範囲)
第3条 この計画は、当法人に勤務する者、利用者及び出入りするすべての者に適用するものとする。

第2節 水防管理者の業務及び権限
(水防管理者)
第4条 水防管理者は、防火管理者及び施設管理者が兼務し、計画実施に関するすべての事務を行うものとする。
2 水防管理者不在時の代理者を予め指名する。
(水防管理者の権限及び業務)
第5条 この計画について、水防管理者は一切の権限を有し次の業務を行うものとする。
(1) 自衛水防組織の設置
(2) 洪水時の避難確保計画の作成及び変更
(3) 緊急通報、避難訓練計画及び実施
(4) 日頃から気象情報の収集に努める
(5) 避難準備・高齢者等避難開始が発令された時点で、迅速な避難を指示する
(6) 受け入れ先避難所へ連絡し状況を確認する
(7) 収容人員の適正管理
(8) 建築物、施設等の点検検査の実施及び監督
(9) 水防用設備等の点検整備の実施及び監督
(10) 避難時の火気の使用または取扱いに関する指導及び監督
(11) 避難時の火元責任者に対する業務の指導及び監督
(12) 管理権原者に対する助言及び報告
(13) 水害防止対策の推進
(14) その他水害防止業務執行のため必要な業務

(↑様式に記載はないので任意記入)

事例集p14

②計画を作成したことを市町村へ報告する文面を記載

(市への報告等)
第6条 水防管理者は、水防管理業務の適正な執行を図るため久慈市（消防防災課）との連携を密にし、次の業務を行うものとする。
(1) 洪水時の避難確保計画の提出
(2) 建築物及び諸設備の設置または変更の事前協議並びに法令に基づく諸手続き
(3) 水防用設備の点検及び水害予防に必要な検査の指導要請
(4) 水防用設備の点検結果の報告
(5) 教育訓練の指導要請
(6) その他法令に基づく報告及び水防管理について必要な事項

第2章 洪水等避難時に関わる施設遵守事項
(施設の遵守事項)
第7条 施設の設備等は避難者の妨げにならないよう、次の事項を遵守するものとする。
(1) 避難のために利用する廊下、避難口等には設備を設置したり、物品を置かないものとする。
(2) 床面は、避難時に障害が発生しないように維持すること。
(3) 避難口等に設ける戸は、容易に開錠でき、かつ解放した場合には廊下等の有効幅員を確保できること。

(↑様式に記載はないので任意記入)

③計画の適用範囲を記載
※久慈市の事例にはありませんが、様式1を参考に作成する。

第3節 計画の適用範囲
この計画は、本施設に勤務又は使用する全ての者に適用するものとする。

④施設の人数を記載
※状況が大幅に変更となった場合は、修正したものを再提出する。

【施設の状況】

		人数	
		昼間・夜間	休日
利用者	昼間	9名	休日 (平日と同じ)
	夜間	9名	
施設職員	昼間	4名	休日 (平日と同じ)
	夜間	2名	

共通 4.【別紙1】避難経路図

👉 手引き(別冊)P①～P④参照

■施設利用者の命を守るための安全な避難場所、避難経路を決定します。

事例集p15

①ハザードマップを用意する

②マップ上の施設をさがす

③施設周辺の危険性を確認する

④安全な避難場所をさがす

⑤避難場所までの避難経路に色を塗る

避難場所について
避難場所(1)→避難場所(2) (満員等の理由で避難場所(1)が利用できない場合)
避難場所(1)まで移動することがかえって危険を及ぼすと判断した場合は、避難場所(3)、(4)に避難する。

避難場所(1)元気の泉までの避難経路について
・避難経路①を使用する。
・日中で、避難経路②が浸水していないことを確認できた場合は、避難経路②を使用する。

施設所在地	
避難場所	

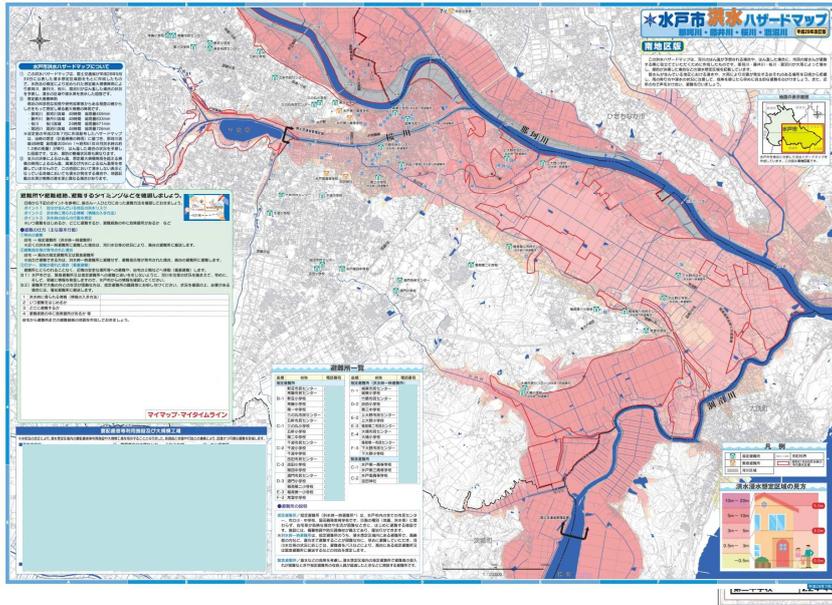
作成のポイント！

- 施設周辺の危険性(浸水・土砂災害)を決定する。
- 安全な避難場所を決定する。
(避難場所・避難経路)

作成の手順

- ①ハザードマップを用意する。
(以下「マップ」という)
- ②マップ上の施設をさがす(●をつける)。
- ③施設周辺の危険性(浸水・土砂災害)を確認する。
- ④安全な避難場所を確認する。
- ⑤避難場所までの避難経路に色を塗る。

①ハザードマップを用意する



← 洪水ハザードマップ

↓ 土砂災害ハザードマップ



- ハザードマップは市町村のホームページで公開されています。
 - ☞ 著作権の都合で印刷できない場合もありますので注意してください。
- ハザードマップの作成後に「浸水想定区域」や「土砂災害警戒区域」が更新されている場合があります。最新の「浸水想定区域」や「土砂災害警戒区域」は県のホームページで確認できます。
 - ☞ 浸水: <http://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kasen/keikaku/shinsui.html>
 - ☞ 土砂: <http://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kasen/dam/dosha/keikai-shitei/keikai-shitei.html>

②③マップ上の施設をさがし(●をつける), 施設周辺の危険性を確認する

- マップ上に施設の場所を記入し、施設周辺の危険性(浸水・土砂災害)を確認する。



③施設周辺のリスク(水深)を確認する

- 施設の水深を確認する。
 - ☞ 建物のどの高さまで浸水しますか？
- 施設周辺の水深も確認する。
 - ☞ 施設周辺がどのくらい浸水しますか？

☑施設周辺で想定される浸水深は？

(3.0~5.0) m ☞記入

☑施設はどのくらい浸水するイメージになりますか？

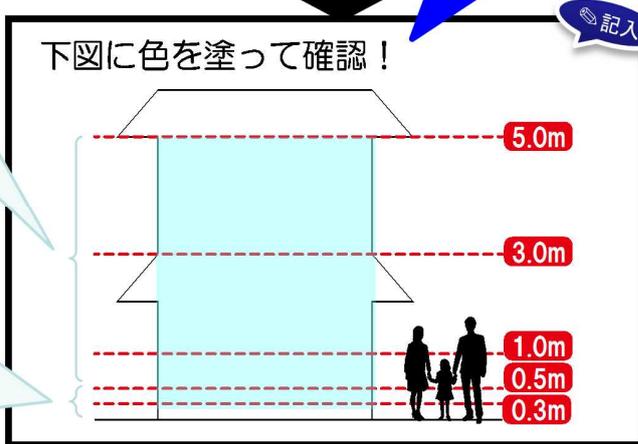
施設は大丈夫？ ☞記入

0.5m~3.0mの浸水では…



0.5m以下の浸水では…

- 1階床下が浸水
- 歩行困難



共通 4.【別紙1】避難経路図

④安全な避難場所をさがす

- 浸水想定区域や土砂災害警戒区域外にある安全な避難場所を複数さがす。
- 浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の避難場所は被災する可能性があるため、安全な場所であることを確認する。

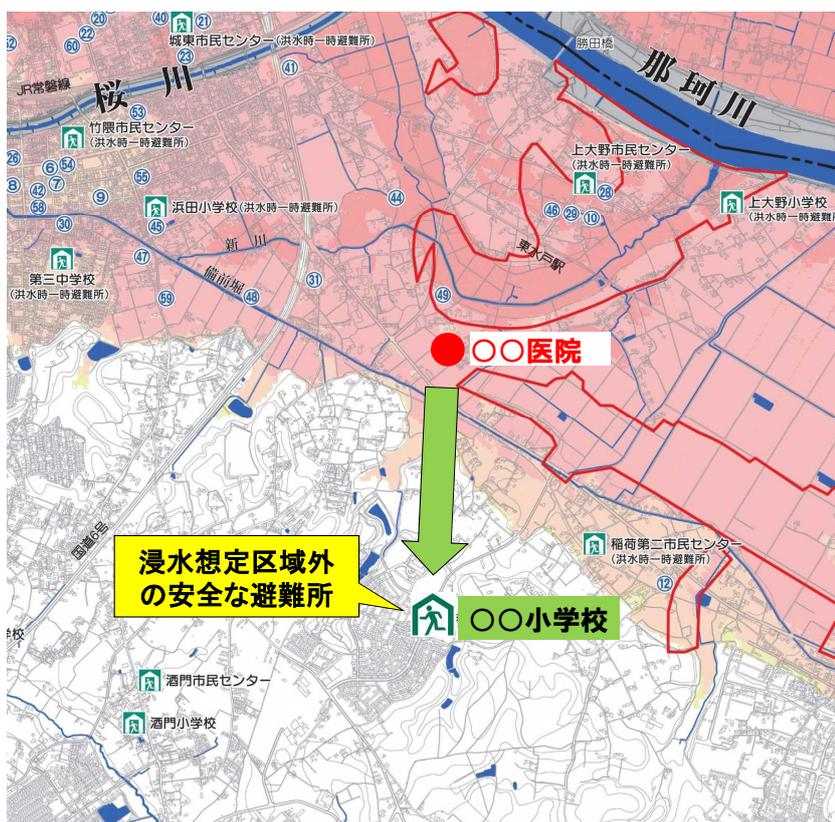
名称	想定浸水深	構造	階数
避難所 ○○医院	<input checked="" type="checkbox"/> 浸水しない <input type="checkbox"/> 浸水深 () m	<input type="checkbox"/> 木造 <input checked="" type="checkbox"/> 非木造	<input type="checkbox"/> 平屋 <input checked="" type="checkbox"/> 2階建て以上
避難場所	<input type="checkbox"/> 浸水しない <input type="checkbox"/> 浸水深 () m	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 非木造	<input type="checkbox"/> 平屋 <input type="checkbox"/> 2階建て以上
屋内安全確保			

☞記入
☞チェック
避難先の安全性が確保されているかチェックしよう。

- ☑ ハザードマップなどで浸水が想定されていない
- ☑ 避難者全員が収容できる十分な広さがある
- ☑ 避難経路上に、浸水危険箇所や土砂災害危険箇所は存在しない。

作成のポイント！

避難所の位置をマップ上で確認する。



⑤避難場所までの避難経路を着色する

- 国土地理院HPからダウンロードした図面やハザードマップのカラーコピー、市販の地図等を使用して、手書きで「避難経路図」を作成する。

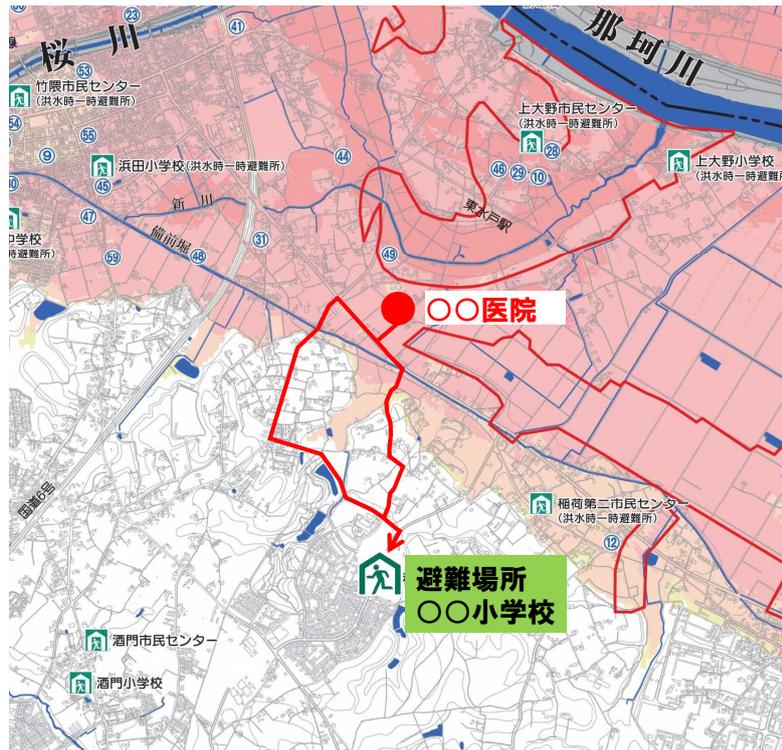
作成のポイント！

きれいな地図をつくる必要はありません。

- ・どこが危険で
- ・どこを通過して
(避難経路は複数が望ましい)
- ・どこに避難すればよいか

みんながわかる地図が一番です。

避難経路図(イメージ図)



施設名	建物階数	浸水深
〇〇医院	3階	3.0~5.0m

避難経路図には「施設名」、「建物階数」、「浸水深」を記入してください。

※土砂災害の場合、「浸水深」の記載は不要です。

共通 5. 【様式2】防災体制

■注意体制、警戒体制、非常体制の3つの防災体制をつくるために、どのタイミング(体制確立の判断時期)で、どのような活動内容を、だれが(対応要員)対応するかについて決定する。

事例集p16

②気象情報の見かたを覚える

作成のポイント！

■いつ避難すればよいかを知り、決める。

作成の手順

①「避難準備・高齢者等避難開始」の言葉を覚える

⑤施設の防災体制をつくる

体制確立の判断時期	体制確立の判断時期及び役割	体制確立の判断時期	体制確立の判断時期
以下のいずれかに該当する場合 > 久慈市に洪水注意報発表 > 久慈川(生出町地点)氾濫注意水位超過	注意体制確立 気象情報・水位情報等の収集 職員の参集(夜間の場合) 使用する資器材の準備(夜間の場合)	警戒体制確立 気象情報・水位情報等の収集 使用する資器材の準備 保護者への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼 要配慮者の避難誘導	非常体制確立 要配慮者の避難誘導
以下のいずれかに該当する場合 > 久慈市米町に避難準備・高齢者等避難開始の発令 > 久慈川(生出町地点)避難判断水位超過※ > 久慈市に洪水警戒報発表※	注意体制確立 気象情報・水位情報等の収集 職員の参集(夜間の場合) 使用する資器材の準備(夜間の場合)	警戒体制確立 気象情報・水位情報等の収集 使用する資器材の準備 保護者への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼 要配慮者の避難誘導	非常体制確立 要配慮者の避難誘導
以下のいずれかに該当する場合 > 久慈市米町地区に避難勧告又は避難指示(緊急)の発令 > 久慈川(生出町地点)氾濫危険水位超過	注意体制確立 気象情報・水位情報等の収集 職員の参集(夜間の場合) 使用する資器材の準備(夜間の場合)	警戒体制確立 気象情報・水位情報等の収集 使用する資器材の準備 保護者への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼 要配慮者の避難誘導	非常体制確立 要配慮者の避難誘導

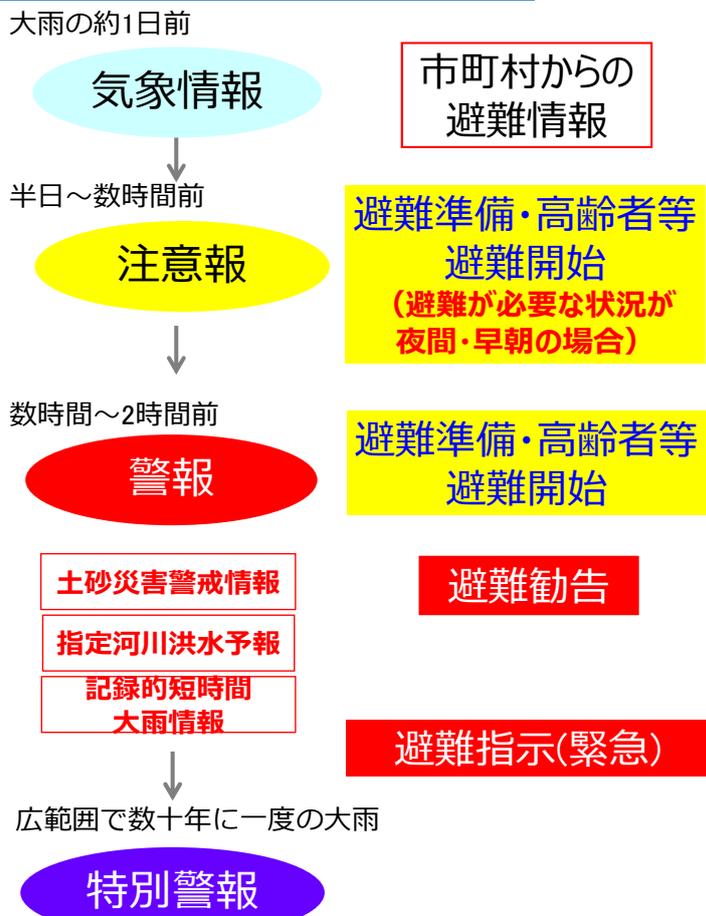
③雨量情報、河川の水位情報等の見かたを覚える

④水位情報等から避難判断する方法を覚える

- ①「避難準備・高齢者等避難開始」を知る。
(☛本資料P26参照)
- ②気象情報の見かたを把握。
(☛本資料P12~P16参照)
- ③雨量情報、水位情報等の見かたを覚える。
(☛本資料P17~P19参照)
- ④水位情報等から避難判断する方法を覚える。
(☛本資料P20~P22参照)
- ⑤施設の防災体制(様式2)に整理する。
(☛本資料P23参照)

・表内の事項のほか、統括管理者の指揮命令に従うものとする。
 ・「避難準備・高齢者等避難開始」等が発令されていなくても、雨量等の気象情報や水位情報等の情報から施設管理者が危険だと判断した場合は避難を開始する。
 ・要配慮者の避難誘導の際に全職員も同時に避難することとする。
 ・夜間に氾濫注意水位(生出町地点)を越えた場合は注意体制を確立し、職員を1名を参集し、警戒体制確立後に避難できるように避難準備を開始する。

② 気象情報の見かたを知る



大雨の可能性が高い

気象情報・空の変化に注意

災害の発生するおそれ

災害に備えた早めの準備
避難に時間のかかる方と、その手助けをする方は速やかに避難

重大な災害の発生するおそれ

避難準備が整い次第、避難を開始

重大な災害の発生するおそれが高い

- ・速やかに避難
- ・移動が困難な場合は、家や施設の中の安全な場所へ (屋内安全確保)

重大な災害がすでに発生しているおそれが高い

緊急に避難 (避難を完了)

これまでに経験したことのない大雨

重大な危険が差し迫った異常事態

気象庁ホームページ <https://www.jma.go.jp/jp/warn/>

「気象警報・注意報」から茨城県を選ぶ

市町村を選ぶ

注意警戒事項

危険度を色分けした時系列

警報級の可能性

気象警報・注意報

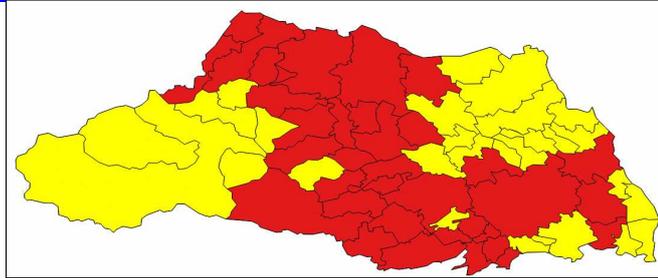
警報・注意報発生の確率	0-2	3-12	13-18	19-24	25-30	31-36	37-42	43-48	備考・関連する発表
大雨 (浸水害)	15	10	20	30	30	50	60	60	以降も警報継続 基本注意
大雨 (土砂災害)									以降も注意報継続
洪水 (浸水害)									以降も注意報継続
暴風 (暴風)									以降も注意報継続
暴風 (暴風)									以降も注意報継続
豪雨 (豪雨)	0	0	0	10	10	10	10	10	以降も警報継続 ふるり
大雪 (大雪)	-0.1	0.0	1.5	2.0	2.0	2.0	2.0	1.3	以降も注意報継続 12月5日5時以降
雪									以降も注意報継続 発生

種別	5日			6日	7日	8日
	夕方まで	夜～明け方	朝～夜遅く			
大雨	[中]	[高]	[高]	-	-	-
暴風	[中]	[高]	[高]	[高]	-	-
波浪	[高]	[高]	[高]	[高]	-	-

危険度分布は、警報発表時、どこで土砂災害や浸水害、洪水害の危険度が高まっているかを知り、命を守るための情報です。

危険度の高まりを伝える情報

大雨警報 (土砂災害)
大雨警報 (浸水害)
大雨注意報



洪水警報
洪水注意報

警報等を補足する情報

危険な地域を視覚的に確認

土砂災害

浸水害

洪水害



土砂災害警戒判定メッシュ情報

大雨警報(浸水害)の危険度分布

洪水警報の危険度分布

危険度を5段階に判定した結果を表示、危険度の高まりを把握できます。

土砂災害警戒判定メッシュ情報

大雨警報(浸水害)の危険度分布

洪水警報の危険度分布

土砂災害警戒判定メッシュ情報

高危険度 低

- 極めて危険
- 非常に危険
- 警戒
- 注意
- 今後の情報等に留意

大雨警報(浸水害)の危険度分布

高危険度 低

- 極めて危険
- 非常に危険
- 警戒
- 注意
- 今後の情報等に留意

洪水警報の危険度分布

高危険度 低

- 極めて危険 (汎用注意水位等を超えていれば)
- 非常に危険 (避難勧告相当)
- 警戒 (水防団待機水位等を超えていれば)
- 注意 (避難準備・高齢者等避難開始相当)
- 今後の情報等に留意

色が持つ意味	説明
極めて危険	重大な災害がすでに発生しているおそれが高い
非常に危険	重大な災害の発生するおそれが高い
警戒 (警報級)	重大な災害の発生するおそれ
注意 (注意報級)	災害の発生するおそれ
今後の情報に留意	今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意

気象庁ホームページ <https://www.jma.go.jp/jma/menu/menuflash.html>

国土交通省 気象庁 Japan Meteorological Agency

ホーム | 防災情報 | 各種データ・資料 | 知識・解説 | 気象庁

ホーム > 防災情報

防災情報

- 気象
 - 気象警報・注意報 **危険度分布**
 - 気象情報
 - 台風情報
 - 指定河川洪水予報
- 地震・津波
 - 津波警報・注意報、津波情報、津波予報
 - 地震情報
 - 推計震度分布図
- 火山
 - 噴火警報・予報 表 図
 - 火山の状況に関する解説情報
 - 噴火速報

スマートフォンからも見られます。

危険度分布 検索

危険度分布が表示

左上をタップして画面の切替が可能

この雨大丈夫? そんな時 危険度分布

トップページのバナーをタップ

他の危険度分布や雨の予想等が確認できる

③雨量情報、河川の水位情報等の見かたを知る

●「茨城県 河川情報システム」では、雨量情報や水位情報、河川のカメラ映像が確認できます。

茨城県河川情報システム - Google Chrome@7895313803cf

茨城県 土木部 雨量・河川水位情報

表示時刻設定: 最新 2019年01月21日 13時30分 表示

地図情報 2019年01月21日13時30分 現在

表示データ選択/凡例

- 雨量情報 [時間雨量]
- 水位情報
 - 計量高水位超過
 - 沿岸高水位超過
 - 避難断水水位超過
 - 沿岸注意水位超過
 - 水防団待機水位超過
 - 警戒
 - 欠測/無効
- ダム情報
- XRAIN
- 河川カメラ情報
- 河川カメラ
- 市町村境界線

観測所名 / 河川名
高橋 / 濁沼川

④河川の水位情報等から避難判断を行う

桜川の「桜橋(田土部)観測所」を選定した場合

- 最寄りの水位観測所を確認する。
- 氾濫注意水位や避難判断水位等の情報を覚える。

茨城県 土木部 雨量・河川水位情報

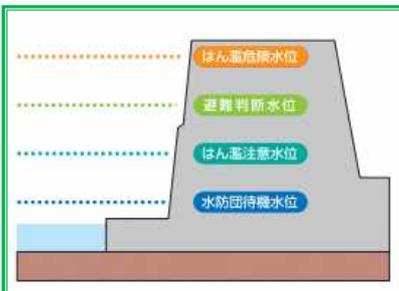
データ種別 | 雨量 | 水位 | 表示形式 | 現況表 | 一覧表 |

水位現況表(全県) 2019年01月25日12時00分 現在

観測所名リンク先設定 * グラフ * 基準値超過履歴

表示対象 管理者: [---] 所在地: [---] 表示時刻 移動刻み [1時間] 戻る 進む 2019/01/25 12時 00分 最新時刻表示 指定時刻表示

管理者	河川名	観測所名	所在地	観測時刻	水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険	計画高	水位 (m)
土浦土木事務所	乙戸川	乙戸	土浦市	2019/01/25 12:00						→ 0.04
土浦土木事務所	桜川	桜橋	土浦市	2019/01/25 12:00	2.41	2.91			3.94	↑ 0.46
土浦土木事務所	恋瀬川	石園	石岡市	2019/01/25 12:00	2.60	3.00	3.70	4.20	4.90	→ 0.25
土浦土木事務所	桜川	桜橋(田土部)	土浦市	2019/01/25 12:00	4.00	4.30	4.50	5.50	6.66	→ 1.24



雨量(さく5分) 雨量が分かる!

過去情報の検索も可能!

危険水位情報の表示!

河川断面をイメージ化!

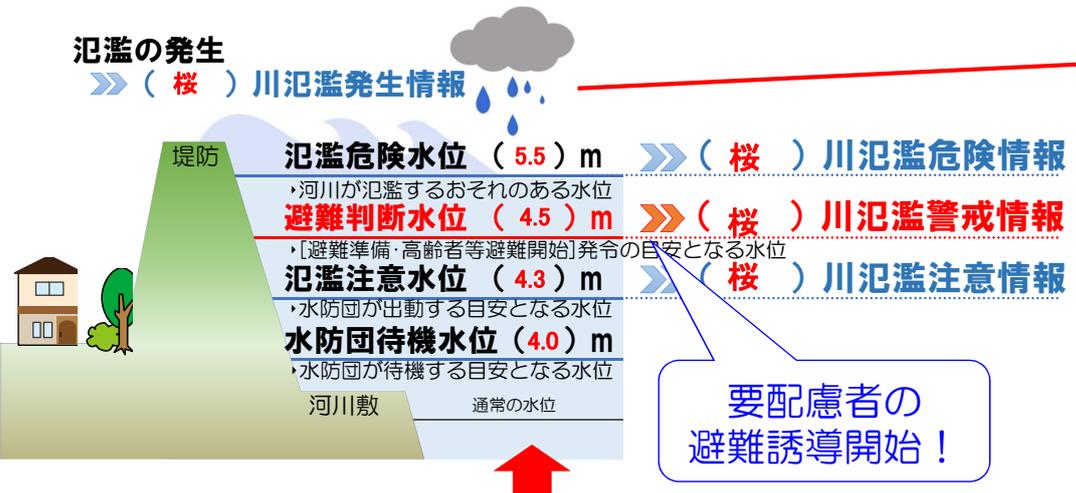
今の川が見える!

時刻	水位 (m)	雨量 (mm)	時間雨量 (mm)
10/22 12:00	2.48	7.0	39.0
13:00	2.74	7.0	46.0
14:00	3.05	8.0	54.0
15:00	3.42	8.0	62.0
16:00	3.72	7.0	69.0
17:00	3.99	2.0	71.0
18:00	4.21	1.0	72.0
19:00	4.36	2.0	74.0
20:00	4.46	4.0	78.0
21:00	4.54	4.0	82.0
22:00	4.62	0.0	82.0
23:00	4.67	3.0	85.0
24:00	4.74	2.0	87.0
10/23 01:00	4.77	1.0	88.0
02:00	4.84	4.0	92.0
03:00	4.89	1.0	93.0
04:00	4.94	1.0	94.0
05:00	5.00	5.0	99.0
06:00	5.05	1.0	100.0
07:00	5.10	1.0	101.0
08:00	5.16	2.0	103.0
09:00	5.23	0.0	103.0
10:00	5.30	0.0	103.0
11:00	5.30	0.0	103.0

④河川の水位情報等から避難判断を行う

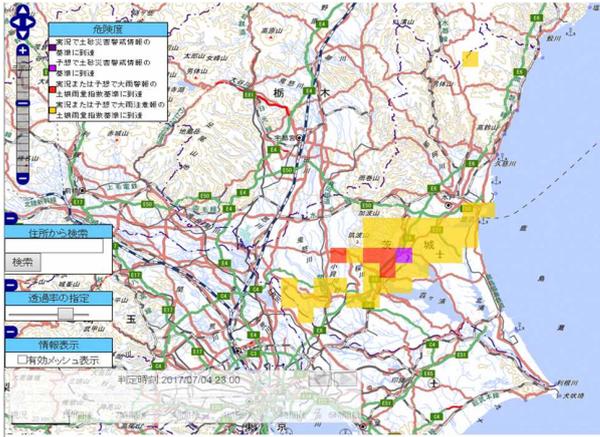
桜川の「桜橋(田土部)観測所」を選定した場合

河川名	(桜) 川	<input checked="" type="checkbox"/> 洪水予報・水位到達情報 あり <input type="checkbox"/> 洪水予報・水位到達情報 なし
-----	---------	---



「桜橋(田土部)観測所」の水位到達情報

④河川の水位情報等から避難判断を行う



土砂災害危険度

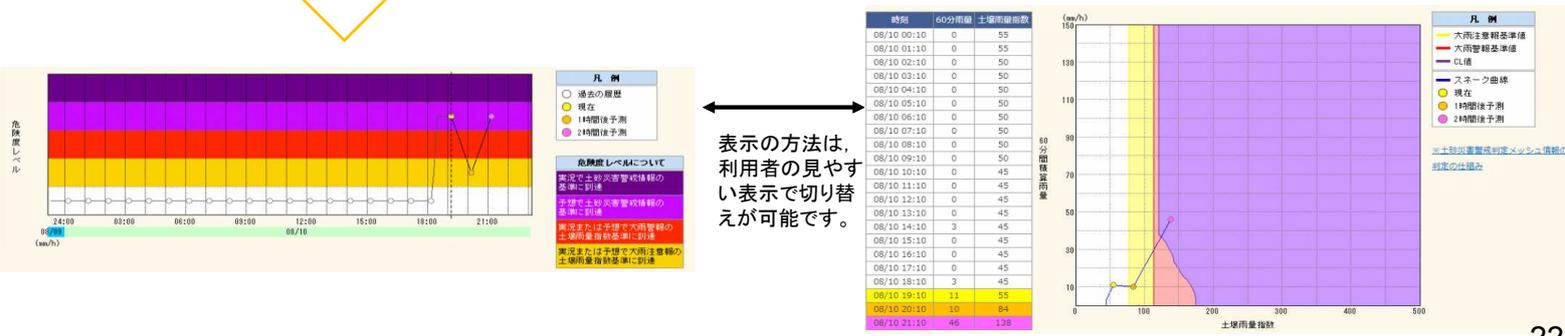
- 実況で土砂災害警戒情報の基準に到達
- 予想で土砂災害警戒情報の基準に到達
- 実況または予想で大雨警戒の土壌雨量指数基準に到達
- 実況または予想で大雨注意報の土壌雨量指数基準に到達

大雨警戒(土砂災害)が発令されます。要配慮者利用施設は、避難してください。

避難または避難準備の目安としてください。

現在は5kmメッシュ・更新間隔30分ですが、1kmメッシュ・更新間隔10分にシステム改修予定となっております。(H31.3頃稼働予定)

各メッシュをクリックすると、メッシュ毎の危険度の推移が時系列(過去の履歴・現在・予想)で分かるようになっています。



体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応要員
以下のいずれかに該当する場合 > 洪水注意報発表 (土砂災害の場合は、大雨注意報発表) > ○○川(○○観測所) 氾濫注意水位(Qm)超過	注意体制確立	洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
以下のいずれかに該当する場合 > 避難準備・高齢者等避難開始の発令 > ○○川(○○観測所) 避難判断水位(Qm)超過 > 洪水警戒発表 (土砂災害の場合は、大雨警戒(土砂災害)発表)	警戒体制確立	洪水予報等の情報収集 使用する資器材の準備 保護者への事前連絡 要配慮者の避難誘導	情報収集伝達要員 避難誘導要員 情報収集伝達要員 避難誘導要員
以下のいずれかに該当する場合 > 避難勧告又は避難指示(緊急)の発令 > ○○川(○○観測所) 氾濫危険水位(Qm)超過 > 土砂災害警戒情報発表※ ※土砂災害の場合	非常体制確立	施設全体の避難誘導	避難誘導要員

作成例

作成のポイント!

- 様式2にはP20の情報を赤字部分に記入する。
・河川名、観測所名
・水位情報
- 担当要員とその役割分担については、【様式12】で詳細に決める。

普段から調べておいてください。
※水位情報が発表されない中小河川では、気象警戒・注意報を確認する。

- ・「避難準備・高齢者等避難開始」等が発令していなくても、雨量等の気象情報や水位情報等の情報から施設管理者が危険だと判断した場合は避難を開始する。
- ・夜間に氾濫注意水位を超えた場合は注意体制を確立し、職員1名を参集し、警戒体制確立後に避難できるように避難準備を開始する。